

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和五十七年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条から第六条までを削る。

第七条中「別記様式第三号」を「別記様式第一号」に改め、同条を第二条とする。

第八条中「別記様式第四号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第三条とする。

第九条中「別記様式第五号」を「別記様式第三号」に改め、同条を第四条とする。

第十条中「別記様式第六号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第五条とする。

別記様式第一号及び別記様式第二号を削る。

別記様式第三号中「~~海ノ~~」を「~~海ニ~~」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第四号中「~~海ハ~~」を「~~海ニ~~」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第五号中「~~海ニ~~」を「~~海ニ~~」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第六号中「~~海ニ~~」を「~~海ニ~~」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第七号を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年三月一日から施行する。